

【別添1】 国際航空における9つの自由

第1の自由：領空通過の自由

第2の自由：技術的着陸の自由

旅客あるいは貨物の運輸権が無くても燃料補給を行うことが出来る。

第3の自由：自国から外国への運輸権

チャーター輸送に関しては第3の自由のみで第4の自由が認められていない場合もある。

第4の自由：外国から自国への自由

第5の自由（以遠権）：外国で旅客または貨物の搭乗載を行い、さらに第3国への輸送する運輸権

第6の自由：本国をハブとする3国間輸送の自由。

第7の自由（ゲージ権）：他国間の輸送を行う自由。

第8の自由：タグエンド・カボタージュ

例えば、英国の航空会社がロンドン（英国）からパリ（フランス）の延長路線として、パリにおいて旅客あるいは貨物の搭乗載を行い、パリからボルドー（フランス）へ輸送することを「第8の自由」という。

第9の自由：完全なカボタージュ

例えば、米国の指定航空会社は、自国の航空便との接続とは関係なく、ベルリン（ドイツ）からフランクフルト（ドイツ）への旅客ならびに貨物を輸送できる。これを「第9の自由」という。